

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請			
法第34条第1項(当初)	①	1戸建ての住宅	性能基準又は誘導仕様基準による場合	200㎡未満	5,000円	3,000円			
				200㎡以上	5,000円	3,000円			
法第36条第1項(変更)	②	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準又は誘導仕様基準による場合	300㎡未満	10,000円	5,000円			
				300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	11,000円			
				2,000㎡以上5,000㎡未満	45,000円	23,000円			
				5,000㎡以上	80,000円	40,000円			
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の(変更)申請	③	住宅以外	標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合	300㎡未満	10,000円	5,000円			
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円			
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円			
				2,000㎡以上5,000㎡未満	80,000円	40,000円			
				5,000㎡以上10,000㎡未満	126,000円	63,000円			
				10,000㎡以上25,000㎡未満	158,000円	80,000円			
				25,000㎡以上50,000㎡未満	198,000円	99,000円			
				50,000㎡以上	237,000円	119,000円			
				④	1戸建ての住宅	性能基準による場合	200㎡未満	34,000円	18,000円
							200㎡以上	38,000円	20,000円
⑤	1戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	200㎡未満	18,000円	9,000円				
			200㎡以上	19,000円	10,000円				
⑥	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準による場合	300㎡未満	68,000円	35,000円				
			300㎡以上2,000㎡未満	114,000円	57,000円				
			2,000㎡以上5,000㎡未満	193,000円	97,000円				
			5,000㎡以上	277,000円	139,000円				
⑦	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	誘導仕様基準による場合	300㎡未満	33,000円	17,000円				
			300㎡以上2,000㎡未満	57,000円	29,000円				
			2,000㎡以上5,000㎡未満	102,000円	51,000円				
			5,000㎡以上	154,000円	78,000円				
上記以外	⑧	住宅以外	モデル建物法による場合	300㎡未満	86,000円	43,000円			
				300㎡～1,000㎡未満	109,000円	55,000円			
				1,000㎡～2,000㎡未満	144,000円	72,000円			
				2,000㎡以上5,000㎡未満	233,000円	117,000円			
				5,000㎡以上10,000㎡未満	303,000円	152,000円			
				10,000㎡以上25,000㎡未満	365,000円	183,000円			
				25,000㎡以上50,000㎡未満	428,000円	214,000円			
				50,000㎡以上	491,000円	246,000円			
				⑨	住宅以外	標準入力法又は主要室入力法による場合	300㎡未満	224,000円	112,000円
							300㎡～1,000㎡未満	280,000円	141,000円
1,000㎡～2,000㎡未満	362,000円	181,000円							
2,000㎡以上5,000㎡未満	516,000円	258,000円							
5,000㎡以上10,000㎡未満	636,000円	318,000円							
10,000㎡以上25,000㎡未満	751,000円	376,000円							
25,000㎡以上50,000㎡未満	857,000円	429,000円							
50,000㎡以上	963,000円	482,000円							

- 法第29条第3項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し全ての手数料を合算します。
- 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を合算して申請することができます。
- 区分②、⑥、⑦の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。